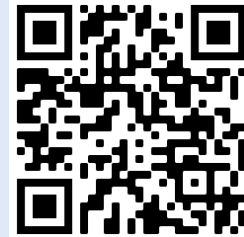


OICキャンパス 在留期間更新 手続きの流れ（窓口提出）



この説明資料のデータは「ようじ」

在留期間の更新手続きの概要

在留期間の更新は在留カードに記載されている満了日の **3カ月前から可能**です。満了日を1日でも過ぎると**不法滞在となります**。満了日までに必ず、出入国在留管理庁（入国管理局）に行き、在留期間更新の申請をしなければなりません。

在留資格「留学」をお持ちの皆さんが入国管理局で在留期間更新を申請するためには、自分で用意する書類に加えて、所属機関（国際教育センター）が作成する書類が必要となります。以下の流れをよく確認して、更新手続きを進めてください。

在留期間満了日の3カ月前から申請可能です。

以下書類を揃えて、国際教育センターに申請に来てください。

#	窓口で提出する書類	
1	書類発行願 * 書式(Excel)は こちら からダウンロードできます。	
2	在留期間更新許可申請書(申請人作成用)(3枚) * 書式(Excel)は こちら からダウンロードできます。 * 書式の記入の仕方は こちら です。	 <記入見本>
3	在留カードの両面写真又はコピー	
4	学生証の両面写真又はコピー	
5	個人時間割表のコピー（ない場合は、今 semester の履修状況が分かる手書きのもの。博士後期課程の学生は提出不要）	
6	在学証明書（発行の詳細は③の手続きを確認）※後ほど返却します	
7	在学延長理由書（標準修業年限を超える学生のみ提出）※後ほど返却します	

1 と 2は窓口でも配布しております。

①

大学に
書類発行を
依頼する

学生がすること

<窓口受付時間>

平日（月～金）10:00～11:30、12:30～17:00

※木曜の午前中を除く

※長期休暇中は開室時間が13:00～17:00に変更になります。

書類不備の確認を窓口で行います。

②

大学による
書類発行

大学がすること

書類を受け付けた後、大学で在留期間更新許可申請書(所属機関作成用)を作成します。書類の準備は、窓口受取の場合**3営業日**、郵送の場合**5営業日**かかります。

※8月や年末年始は全学一斉休業期間に注意してください。

大学が送付した書類に付箋が付いている場合は記入や修正が必要です。

学生がすること

③

必要書類を持って、
入国管理局に
申請に行く

以下の書類 1～7 を全て揃えて、**自分で登録の住居地を管轄する入国管理局に行き**、更新申請をして下さい。*入国管理局への行き方については[こちら](#)を参照
なお、入国管理局の審査の過程で、下記1～7以外の書類も求められる場合があります。**必要に応じて、国際教育センターに相談してください。**



#	在留更新許可申請に必要な書類	備考
1	在留期間更新許可申請書 (申請人等作成用 1、2 および 3)	上記①で自分で作成した書類。
2	在留期間更新許可申請書 (所属機関等作成用 1 および 2)	上記②で大学が発行した書類
3	在学証明書 1通	キャンパス内証明書自動発行機 もしくは窓口、WEB申請による コンビニでの発行が可能。 (詳細は こちら から)
4	成績証明書(※1) 1通	
5	顔写真 1枚	縦4.0cm×横3.0cm で 3 ヶ月以内に撮影したもの。
6	パスポート	原本の持参が必要です。
7	現在の在留カード	
8	在学延長理由書	標準修業年限を超えた学生のみ提出



※1 新入生の場合は、入学前に所属していた日本語学校・高校・大学などの成績証明書・出席率の証明書など。立命館大学からの内部進学者は学内で発行可。

出入国在留管理局からの通知をお待ちください

学生がすること

④

新しい
在留カードを
受け取る

・入国管理局から在留資格更新の通知(ハガキ)を受け取ったら、すぐに新しい在留カードを受け取りに行ってください。

※更新不許可の場合、国際教育センターに速やかに連絡してください。

- ・受け取り時には、手数料として収入印紙(4,000円分)が必要です。収入印紙は郵便局や、切手を販売しているコンビニで購入できます。
- ・資格外活動許可が必要な人は、改めて取得する必要があります。

⑤

大学に新しい
在留カードを
提出する

新しい在留カードを**受領後すぐ**、国際教育センターに在留カード両面の画像を[オンラインサポートデスク](#)で提出してください(提出は必須です)。
(「行いたい手続き」で、「**2. 在留カードの提出**」を選択してください。)

※ 大学に新しい在留カード情報の提出がされていないと、法務省等の行政機関から、あなたの在籍状況について確認があった時などに、大学は、**あなたが有効な在留資格を持って日本に滞在しているという説明ができません。**



<オンラインサポートデスク>

在留期間更新・在留資格変更に関して、不明な点や相談したいことがあれば、国際教育センター窓口または、上記[オンラインサポートデスク](#)の「行いたい手続き」で、「**4. その他(問合せ/連絡)**」を選択してお問い合わせください。

以上